

令和 3 年

第 1 回臨時輪之内町議会会議録

令和 3 年 5 月 14 日 開会
令和 3 年 5 月 14 日 閉会

輪之内町議会

第1回臨時輪之内町議会会議録目次

5月14日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議長辞職の件	4
議長の選挙	5
副議長辞職の件	7
副議長の選挙	8
常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任	10
安八郡広域連合議員の選挙	11
議案上程	11
町長提案説明	11
議第21号（提案説明・質疑・討論・採決）	12
閉会	17
会議録署名議員	18

令和3年5月14日開会 第1回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和3年5月14日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 安八郡広域連合議員の選挙について
- 日程第7 議案上程
- 日程第8 町長提案説明
- 日程第9 議第21号 専決処分の承認について
輪之内町税条例等の一部を改正する条例

（追加日程）

- 日程第1 議長辞職の件
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長辞職の件
- 日程第4 副議長の選挙

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第9 までの各事件
- 追加日程第1 から追加日程第4 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 木野隆之 教育長 箕浦靖男

参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内 満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島 良重	教育課長	野村 みどり
福祉課長	伊藤 早苗	経営戦略課長	菱田 靖雄
建設課長	大橋 勝弘	産業課長	松井 和明
土地改良課長	松岡 博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島 広美	議会事務局	西脇 愛美
--------	-------	-------	-------

(午前9時30分 開会)

○議長（小寺 強君）

おはようございます。

令和3年第1回臨時輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。

全員出席でありますから、令和3年第1回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので、開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、1番 大橋慶裕君、4番 浅野重行君を指名します。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和2年度2月分及び3月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時32分 再開)

○副議長（上野賢二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 小寺強君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上野賢二君)

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○副議長(上野賢二君)

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって小寺強君の退場を求めます。

(議長 小寺強君退場)

○副議長(上野賢二君)

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(中島広美君)

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和3年5月14日、輪之内町議会議長 小寺強。輪之内町議会副議長様。以上でございます。

○副議長(上野賢二君)

お諮りします。

小寺強君の議長の辞職を許可することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上野賢二君)

異議なしと認めます。

したがって、小寺強君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小寺強君の入場を求めます。

(8番 小寺強君入場)

○副議長(上野賢二君)

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上野賢二君)

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

○副議長（上野賢二君）

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「投票」の声あり）

○副議長（上野賢二君）

投票との意見がございますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（上野賢二君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に大橋慶裕君、林日出雄君、土井田崇夫君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○副議長（上野賢二君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上野賢二君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（上野賢二君）

異状なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

1番 大橋慶裕君から順次投票をお願いいたします。

（投票）

○副議長（上野賢二君）

投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上野賢二君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これより開票を行います。

大橋慶裕君、林日出雄君、土井田崇夫君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長（上野賢二君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効はございません。

有効投票のうち、田中政治君 8 票、浅野進君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.25 票です。

したがって、田中政治君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（上野賢二君）

ただいま議長に当選されました田中政治君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

田中政治君、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

田中政治君。

○9 番（田中政治君）

先ほどは議長選挙におきまして、当選をさせていただきました。皆様の御厚情に対し、厚く感謝を申し上げます。

私は、執行部と程よい緊張関係を保ちながら、かつ議員の皆さんが、議員活動がやりやすいように協力して、皆さんと一緒に、林君がよく言いますオール輪之内という気持ちで町民の皆さんの幸せのために力を尽くしてまいりたいと思っております。

また、前任の小寺議長が、私は議員生活 20 年を超えておるわけなんです、その中で特に目覚ましい議長としての重責を全うされましたことに私も深く思いを致しております。小寺議長の進められました開かれた議会、また町外に向けても輪之内を何とかアピールしたいというお考えのもとに進められてきましたことに、さらに私も意を強くして、とにかく輪之内のためになることを一生懸命推進するという覚悟でございます。どうか皆さんの御協力をいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（上野賢二君）

それでは、田中政治議長、議長席にお着きをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9 時 45 分 休憩)

(午前9時46分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長 上野賢二君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって上野賢二君の退場を求めます。

(副議長 上野賢二君退場)

○議長（田中政治君）

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（中島広美君）

辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。令和3年5月14日、輪之内町議会副議長 上野賢二。輪之内町議会議長様。以上でございます。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

上野賢二君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、上野賢二君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

上野賢二君の入場を求めます。

(6番 上野賢二君入場)

○議長（田中政治君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にしたらよいでしょうか。

（「投票」の声あり）

○議長（田中政治君）

議員から投票ということでございますので、選挙の方法は投票によることにしたいと思えます。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に浅野重行君、浅野進君、上野賢二君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（田中政治君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（田中政治君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 大橋慶裕君から順番に投票を願います。

2番 林日出雄君、3番 土井田崇夫君、4番 浅野重行君、5番 浅野進君、6番

上野賢二君、7番 高橋愛子君、8番 小寺強君、9番 田中政治。

(投票)

○議長(田中政治君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(田中政治君)

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票数9票、無効ゼロ票です。

有効投票のうち、土井田崇夫君8票、浅野進君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。

したがって、土井田崇夫君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(田中政治君)

ただいま副議長に当選されました土井田崇夫君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

土井田崇夫君、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

土井田崇夫君。

○3番(土井田崇夫君)

このたび輪之内町議会の副議長という大役を仰せつかり、身に余る光栄と存じます。まだ1期生の3年目の私に課せられた重責を痛感しているところでございます。

任命されました限りは真摯に受け止め、田中議長の右腕となり、町民の皆様方のためになりますように、また町長はじめ輪之内の執行部の皆さん、議員の方々とともに円滑な議会運営を構築し、輪之内の町民の皆様方のためになるように頑張っておりますので、どうかひとつよろしくをお願いいたします。(拍手)

○議長(田中政治君)

日程第4から日程第6までを一括議題といたします。

暫時休憩します。

(午前9時57分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第4、常任委員会委員の選任及び日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が指名をしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名をいたします。

総務産業建設常任委員会委員には、大橋慶裕君、林日出雄君、土井田崇夫君、浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、高橋愛子君、小寺強君、田中政治を指名いたします。

文教厚生常任委員会委員には、大橋慶裕君、林日出雄君、土井田崇夫君、浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、高橋愛子君、小寺強君、田中政治を指名いたします。

議会運営委員会委員には、小寺強君、高橋愛子君、上野賢二君、大橋慶裕君を指名いたします。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定いたしました。

これから常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

総務産業建設常任委員会は、委員長 浅野重行君、副委員長 小寺強君です。

文教厚生常任委員会は、委員長 林日出雄君、副委員長 大橋慶裕君です。

議会運営委員会は、委員長 上野賢二君、副委員長 小寺強君です。

○議長（田中政治君）

日程第6、安八郡広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

委員の選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

安八郡広域連合議員には、土井田崇夫君、林日出雄君、田中政治を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第7、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第8、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

吹く風も、はや夏めいてまいりましたが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

さて、先ほどは議長をはじめ、議会の構成も行われ、その体制が確立をされました。今後も議会と執行部との連携を密にしながら、究極は住民本位の行政運営、住民の福祉向上ということを目的に進めてまいりたいと考えております。どうかよろしく願いをいたします。

さて、全国的にコロナウイルス感染症の第4波は非常に深刻な状況でございます。5月12日現在の感染者数が66万626人、死者は1万1,214人となっております。当町でも、

昨日までに17人の方のコロナウイルス感染を確認しております。

また、変異株につきましては、その割合が関西では8割を超える高い水準となっております。そういう意味からすると、ほとんどが従来株から置き換わったと推定をされております。ちなみに、東京でも6割、愛知でも7割程度ということで、全国的に置き換わりが進んでいると言ってもいいと思います。

そのような状況で、御案内のように岐阜県は5月7日にまん延防止等重点措置の指定を受けまして、5月9日から月末31日までの間で16市町の区域を重点地域として重点措置を講ずるべき区域としております。御案内のとおりでありますけれども、当町に隣接する大垣市、養老町、羽島市も重点措置地域に指定をされておること、そういったことを併せて考慮してみますと、地政学的にもすぐそこまで迫ってきていると認識すべき状況と考えております。

先ほど、当町の感染状況を申し上げましたけれども、5月に入って約半月間に6人の感染者を数えておりますし、岐阜県では昨日まで7日連続で100人超えの感染者と、発症ペースが格段に上昇していることが非常に懸念をされております。

そのような感染状況に対応すべく、国からは高齢者のコロナワクチンの接種を7月中に打ち終わるよう体制整備の要請がございました。これは皆さんも新聞報道等で御案内のとおりでございます。

これを受けて、当町でも医師会の協力を得て、職員の職域を超えた協力体制を整備しながら準備を進めてまいりました。来る5月17日から順次接種を開始し、7月の下旬に打ち終わるように予定をしておるところでございます。

いずれにしても、まだまだ終息のめどが立たない状況ではありますけれども、できること、打てる手は全て行い、一日も早い普通の生活、経済活動が取り戻せるように、町としてでき得る各種施策の遂行に果敢に取り組んでまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、本日提出させていただきます議案の提案内容について御説明を申し上げます。

提出議案は、専決処分1件でございます。

議第21号の専決処分の承認につきましては、地方税法等が改正されたことに伴い、輪之内町税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

日程第9、議第21号 専決処分の承認について、輪之内町税条例等の一部を改正する

条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議第21号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和3年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。令和3年5月14日提出、輪之内町長でございます。

次の2ページが専決処分書になります。

今回の専決処分につきましては、地方税法等が改正されたことにより輪之内町税条例等の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点は、固定資産税の土地に係る負担調整措置の継続、軽自動車税の環境性能割の税率区分見直しなど、条項ずれ、文言等の改正等の改正になります。

改正部分につきましては新旧対照表にて説明させていただきますので、お手元の新旧対照表1ページをお開きください。

改正は、施行日を基に2条立てで構成していますので、第1条による改正から説明させていただきます。

初めに、第17条、個人の町民税の非課税の範囲について、国外に居住する親族の取扱いが見直されたことにより、第2項に定める扶養親族を改正案の下線部分のおり年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとするものです。

次に、第26条の8、寄附金税額控除について、独立行政法人に対する寄附金のうち、出資目的の寄附金は除外されることになったため、改正案の下線部分のおり出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除くとするものです。以下、3ページまで各法人に対して同様の改正となっております。

次に、3ページの第28条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、現行は申告書を電子データで保存するためには所管税務署長の事前承認が必要となっていました。が、手続の簡素化により事前承認が廃止されたため、電子データのまま保存することが可能となるよう要件を規定するものです。

4ページの第28条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者についても同様の改正となっております。

次に、5ページ、第34条の8、特別徴収税額について、第1項第1号の退職所得申告書の定義に係る規定が整備され、次の第34条の9、退職所得申告書の改正案の第2項の下に第3項と、続く6ページに第4項の規定を追加するものです。

次に、6ページの第65条の4、環境性能割の税率について、軽自動車税の税率区分の

見直しに伴い、読替規定として改正案の第4項に第5項を追加するものです。

次からは、附則に関する改正でございます。

7ページの第5条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限が5年延長されたことにより、「令和4年度」までを「令和9年度」までとするものです。

次に、7ページから9ページの附則第9条の2は、地方税法の改正に伴う文言と条項ずれ等の改正になります。

続いて、9ページの一番下の行からは、災害関連税制の適用期限の延長等に関する改正になります。

附則第9条の4、平成28年熊本地震については、令和4年度まで2年間延長し、10ページの附則第9条の5、平成30年7月豪雨については、令和4年度まで固定資産税の特例措置適用を受けることができるよう規定するものです。

続いて、12ページの附則第10条からは、固定資産税及び特別土地保有税の負担調整措置が令和5年度まで3年間延長されたことによる改正になります。

令和3年度は、3年に1度の土地家屋の評価替えの年に当たります。しかし、新型コロナウイルスの感染状況や経済状況を踏まえ、土地については現行の負担調整措置の仕組みを継続することになりました。延長となるのは、13ページからの附則第11条、宅地等に係る特例措置、16ページからの附則第12条、農地に係る特例措置、17ページからの附則第12条の3、住宅用地等に係る特例措置、21ページからの特別土地保有税の特例措置になります。

次に、22ページの附則第14条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税から26ページの附則第15条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例までは、環境性能割の税率区分の見直しに伴い2年間の激変緩和措置を設ける読替規定の追加になります。

次に、27ページの附則第21条は、災害関連税制の適用期限の延長のうち、東日本大震災に係る固定資産税の特例措置適用期限を令和8年度まで5年間延長するものです。

次に、附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、控除期間の延長及び免責要件の緩和に伴い第2項を追加するものです。

続きまして、28ページからは第2条による改正です。

こちらは、令和2年度改正分について今回の地方税法の改正に伴い、文言と条項ずれ等を反映したものでございます。

議案書の9ページにお戻りください。

附則の施行期日について説明させていただきます。

附則第1条では、この改正条例は令和3年4月1日から施行するものとし、ただし書で各号に定める日から施行すると定めております。

附則第2条からは、12ページの附則第4条まで各税目に関する経過措置を規定したも

のでございます。

以上で、議第21号の説明を終わらせていただきます。御審議を賜りますようよろしく
お願いします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

3点ほどお尋ねをいたします。

1ページの中で、扶養親族、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るというように限定されておるんですけども、大学生とかそういうような人たちはどんな扱いになるのでしょうか。扶養親族にはならないのでしょうか。これが第1点目。

それから、第2点目は、4ページの中で個人の町民税に係る公的年金、これについても年齢が16歳未満の者に限るというように規定されておるんですけども、これは先ほど言ったように大学生とか、あるいは無職になっている人、そういう人たちは扶養親族としては申告はできないものなのか。

あと、もう一点お尋ねします。

7ページの中で、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例という規定があります。普通、申告するときには、一般の薬局から買った領収証を添付して申告するのが普通なんですけれども、それは認められるものと認められないものがあるのでしょうか。その3点についてお尋ねいたします。

○議長（田中政治君）

税務課長 田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

お尋ねの件につきまして、まず1点目、1ページの個人の町民税の非課税の範囲につきましては、今回規定しましたのは国外に居住する方についての規定でございます。よって、控除対象扶養親族が大学生であれば対象になるものと認識しております。

続きまして、公的年金の受給者、こちらにつきましても、あくまで国外に居住する方についての扶養親族の範囲でございますので、こちらにつきましては16歳未満の者に限ると限定されております。

3点目の御質問の7ページの特定一般用医薬品につきましては、通常の医療費控除とは別に、効果の高い医薬品を購入された場合、1万2,000円を超えて購入された方については10万円を限度額として1万2,000円を超えた分については所得から控除されるという仕組みになっておりますので、こちらについては限定されております。以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(田中政治君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

もう一点だけ。

医薬品の購入の、それは何か種別、こういうものは認められるとか、こういうのは駄目ですとか、そういうのが何か基準があるものなんですか。お尋ねします。

○議長(田中政治君)

税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長(田内満昭君)

厚生労働省が定めたセルフメディケーション推進に関する税制の概要に決められたOTC薬というものが対象となっております。

○議長(田中政治君)

ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(田中政治君)

これで質疑を終わります。

これから議第21号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第21号 専決処分の承認について、輪之内町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長(田中政治君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継

続調査にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

令和3年第1回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(午前10時46分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年5月14日

輪之内町議会 議長 小寺 強

新議長 田中 政治

副議長 上野 賢二

署名議員 大橋 慶裕

署名議員 浅野 重行